

7月1日より十島村子ども医療費助成事業が変わります！！

1 目的・内容

子どもの疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成する制度です。

7月1日より子育てに係る経済的な負担のさらなる軽減を目的とし、対象年齢が拡大されるためお知らせします。

2 対象者

対象者が中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日）の者から
高等学校修了前（18歳に達する日以後の最初の3月31日）の者にかわります。

助成対象となる者は、医療保険法による被保険者又は被扶養者であって、次のいずれかに該当するものになります。

- 1) 十島村の区域内に住所を有する子ども
- 2) 十島村の区域内に住所を有する保護者の子ども

3 申請者

親権を行う者、後見者その他の者で子どもを被扶養者としているものをいう。

4 利用手続き

この制度を利用するには、申請を行い受給資格者証の交付を受ける必要があります。

申請必要書類 子ども医療費助成申請書
保護者と子どもの健康保険証の写し
振込口座の写し

5 必要な届出

次のような異動があった場合、速やかに届ける必要があります。

- 1) 加入している医療保険に変更があったとき
- 2) 住所に変更があったとき
- 3) 受給者に変更があったとき
- 4) その他届出事項に変更があったとき



6 資格開始月日

登録されると受給資格者証が交付されますが、医療機関への提出は不要です。

医療機関にかかった際は、領収証を添えて（1ヶ月毎）、役場に給付の申請をしてください。医療機関受診後6か月以内に申請してください。

連絡先

十島村役場住民課 子ども係：肥後あかね
電話 099-222-2101